

斜里町仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンター運営業務委託
公募型プロポーザル募集要項

斜里町仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンター運営業務の内容及び同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件並びに審査等の内容については、次のとおりとする。

1. 目的

本町が設置する放課後児童健全育成施設（以下、「仲よしクラブ」という。）は、児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊びと生活の場を与え、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、その健全な育成を図ることを目的として開設している。

また、児童館、ウトロ子どもセンターは、児童に健全な遊び・体験・交流の場を提供し、地域社会の中での子ども達の安全で安心な居場所づくりを推進していくことを目的としている。

仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンター運営に当たり、民間事業者が有する知識や経験、人材の活用により、良質で魅力的なサービスを提供するとともに、一括して業務委託を行うことで、支援員の雇用・配置調整や労務管理、各仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンターとの調整業務等の削減につなげ、事務の効率化を図ることを目的とする。

本募集要項は、本町にとって最も優れた提案を行う事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するために、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名 斜里町仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンター運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「斜里町仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンター運営業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とする。ただし、業務を継続することが適当でないと認めるときは、委託を取り消すことがある。

受託者は契約締結日から令和9年3月31日までの期間を準備期間とし、備品や施設等の確認、職員の確保や指揮命令系統の確立を行い、発注者から業務引継ぎ等を受けるものとする。

なお、当該準備期間に関する経費は、受託者が負担することとする。

(4) 業務提案に係る委託料の見積上限額

令和9年度から令和11年度までの総額 296,264,000円（消費税非課税）以内

※本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当。

委託期間内に受託者が行う業務の内容、租税、物価、賃金等の著しい変動により委託料の変更が必要となったと認められるときは、本町又は受託者は委託料の変更を求めることができる。その場合の取扱いについては、両者協議の上決定するものとする。

3. 関係法令等の遵守

事業の運営にあたっては、本募集要項のほか、次の関係法令等を遵守すること。

- ①児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ②放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準について（平成26年5月30日雇児発0530第1号）
- ③放課後児童クラブ運営指針（令和8年4月8日こ成環第267号）
- ④斜里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）
- ⑤斜里町放課後児童健全育成事業（仲よしクラブ）実施要綱（平成27年要綱第14号）
- ⑥児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- ⑦児童館の設置運営について（第9次改正厚生労働省発雇児0515 第5号平成24年5月15日）
- ⑧児童館ガイドライン（令和6年12月3日こ成環第300号）
- ⑨斜里町児童館の設置及び管理に関する条例（平成30年条例第11号）
- ⑩斜里町児童館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年規則第2号）
- ⑪北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）
- ⑫北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）
- ⑬斜里町ウトロ子どもセンター事業実施要綱（平成30年要綱第23号）
- ⑭その他の関係法令等
- ⑮斜里町仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンター運営業務委託仕様書

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 委託業務を円滑に管理運営できる経営の規模及び能力を有する法人等であること。
- (2) 市町村税に滞納がないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
 - ①会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
 - ②民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。

- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (6) 現に、建設工事請負業者入札参加資格審査、指名等の基準に関する規程（平成5年斜里町規程第2号）その他の法令の規定による指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、この資格はないものとする。
- (7) 斜里町競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されたものであること。なお、共同企業体による参加は認めない。
- (8) 北海道内に本店または支店、若しくは営業所等を有していること。
- (9) 過去3年以内に北海道内で放課後児童健全育成事業の運営業務を履行した実績を有していること。

5. 全体スケジュール

事業者選定までのスケジュールは、以下のとおりとする。

内容	日程・期限
募集要項等の公表期間	令和8年9月30日（水）～令和8年10月9日（金）
参加申請書の提出	令和8年10月1日（木）～令和8年10月9日（金）
質問書の提出	令和8年10月19日（月）～令和8年10月22日（木）
質問書の回答	令和8年10月29日（木）まで
企画提案書の提出	令和8年10月30日（金）～令和8年11月9日（月）
プレゼンテーション	令和8年11月24日（火） ※詳細日程及び場所は参加者に後日連絡します。
選考結果通知の送付	令和8年11月下旬
契約手続き	令和8年12月上旬

6. 参加申請手続

参加希望者は、次のとおり参加申請書及び資料（以下「参加申請書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加申請書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申請書（様式1）
- イ 組織概要（様式2）及び添付書類
- ウ 業務実績調書（様式2-1）
- エ 誓約書（様式3）
- オ 履歴事項全部証明書（発行日が直近3ヶ月以内のもの）
- カ 定款、規約又はこれに類する書類

キ 納税証明書（発行日が直近3ヶ月以内のもの）

法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。斜里町に納税義務のある者にあつては、斜里町税に滞納がないことの証明書

ク 財務諸表又は決算書類（直近1年度分。写し可）

(2) 提出期限：令和8年10月1日（木）～令和8年10月9日（金）午後5時30分まで

(3) 提出部数：各1部

(4) 提出場所：8ページに記載の問合せ先

(5) 提出方法：持参又は郵送による。（郵送の場合は提出期限に必着とする。）

※持参の場合の受付期間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までとする。郵送の場合は、受付期間内に必着させるとともに、配達記録が残る方法を利用するものとする。

(6) 提出上の注意事項

①様式は、A4 サイズ縦長、横書きとし、別添様式集を使用すること。

②提出期限後の提出書類の追加及び再提出、又は差替えは原則として認めない。

③提出された書類は返却しない。なお、提出した書類は、選定委員が審査に使用するほか、町が審査に関する書類作成、決裁、記録用に使用する。

7. 質問書及び回答について

本プロポーザルに関する質問書の受付及び回答は、以下のとおりとする。

(1) 受付期間

令和8年10月19日（月）～令和8年10月22日（木）の正午まで

(2) 受付方法

質問は書面及び電子データのみ受け付ける。

募集要項・仕様書等に関する質問書（様式4）に記入の上、持参又は電子メールにて提出すること。

※ 電話や口頭等による質問、審査に関する質問、質問書受付期間終了後の質問は受付不可とする。

※ 電子メールを使用する場合は、必ず受信の確認をすること。

(3) 質問回答：令和8年10月29日（木）まで

質問への回答は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者すべてに対し、電子メールにより回答するものとする。

8. 事業者の選定

(1) 選定方法

斜里町仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンター運営業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、事業計画書等の書類審査のほか、プレゼンテーションや質疑応答の内容などについて審査する。

審査委員会は、審査の結果（候補者・次点候補者）を町長へ報告し、町長が、審査委員会の意見を踏まえ、業務受託者の候補者を選定する。

(2) 企画提案書及び見積書の提出について

参加申請をした者は次のとおり受付期間内に企画提案書等を提出すること。

①提出期限

令和8年11月9日（月）午後5時30分まで ※期限内必着

②提出書類

ア 企画提案書（様式5）

イ 企画提案書本編

i 別添仕様書及び本要項9条の（3）に示す審査基準の内容に従い、下記の内容を提案書の中で記載し作成すること。

・導入スケジュール及び業務実施体制

・独自提案（本町の仕様書に定める事項にない有用な提案があれば記載すること）

ii A4 版で50 ページ以内（表紙及び目次を含まない）とし、ページの通し番号を付すこと。
なお、提出はPDF データで提出すること。

iii 文字サイズは10.5 ポイント以上とし、文書の補完のために、写真、イラスト等を用いることも可とする。

iv 企画提案書は一企画提案者につき1つ限りとする。

v 企画提案書の提出期限後の訂正、追加、差替え及び再提出は認めない。

ウ 見積書（任意様式）

・各年度業務における見積額とその内訳

・見積金額の積算にあたる費用負担区分は、別表2のとおりとする。

(3) 提出先及び提出方法

8ページに記載の問合せ先に正本を1部と副本（正本のコピー）11 部を郵送又は持参かつ、電話連絡の上電子メールにてデータを送付すること。

9. 審査及び選定について

(1) 審査体制

斜里町仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンター運營業務委託事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、（3）の審査基準に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者を候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション及び質疑

プレゼンテーション及び質疑は、以下のとおり実施する。

ア プレゼンテーション

企画提案書を基に行うこと。

スクリーン及びプロジェクターは斜里町で用意するが、パソコンは提案者で用意すること。

イ 実施日時

実施日：令和8年11月24日（火）予定

※詳細日時及び場所は参加者に後日連絡します。

ウ 実施方法及びタイムスケジュール

プレゼンテーションの所要時間は、1参加者あたり40分以内とする。

(準備・片付け5分以内、説明20分内、質疑応答15分以内)

エ 注意事項

- ・プレゼンテーションの開催は1回を予定しているが、参加者が多数となった場合は、プレゼンテーションを複数日に行うことや、開催日時を変更することがある。
- ・各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出順とする。
- ・プレゼンテーションでは、主要な内容やアピールポイントなどを簡潔に説明すること。
- ・プレゼンテーションへの出席人数は最大4名までとする。
- ・参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・指定時間に遅れた場合は、審査対象としない。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。

オ 審査結果通知

審査結果は、参加者全員に文書により通知し、斜里町ホームページに掲載することとする。

なお、審査結果及び選考の経過についての問合せ、異議申し立てには応じない。

(3) 審査基準

審査の評価項目及び基準は、以下のとおりとする。

ただし、審査会において応募者の総合点数が6割に満たない場合は、候補者・次点候補者に選定しない場合がある。

審査項目	審査基準
1. 事業者の概要	① 業務運営実績 ② 運営方針・業務理解
2. 企画提案の内容	①基本事業 ②独自サービス（仲よしクラブ・児童館・ウトロ子どもセンター） ※仲よしクラブにおける教育プログラム、児童館・ウトロ子どもセンターにおける地域ボランティアの活用など ③特別な配慮が必要な利用児童への支援 ④学校や関係機関等との連携、協力 ⑤保護者との関わりについて ⑥業務責任者等職員の配置 ⑦支援員等の配置 ⑧給与体系・処遇改善 ⑨労働環境 ⑩人材確保及び育成 ⑪要望・苦情対応

	⑫児童の安全対策 ⑬防災対策及び災害時の対応 ⑭その他自由提案
3. 見積額	
4. プレゼンテーション内容	信頼性、実現性、取り組み姿勢、わかりやすさ

10. 参加者の失格について

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ①「第4条 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- ②提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- ③提出書類に虚偽があった場合
- ④契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ⑤参加者が個別に審査会の委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑥提案者がプレゼンテーションに出席しない場合
- ⑦その他、審査会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合

11. 契約の締結

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者(次点)と協議できるものとする。

12. 業務の引継ぎ

業務委託に関する契約の発効までに、斜里町から業務の引継ぎを受けること。なお、引継ぎに要する全ての経費は受託者の負担とする。

委託期間が満了する年度においては、引継ぎ事務が発生する。次期業務受託者に業務を引継ぐ場合には、管理運営に支障を及ぼすことのないよう、円滑な引継ぎ業務に協力するとともに、必要書類及びデータ等を整備すること。

13. 参加にあたっての留意事項

- (1) 参加予定者及び参加者は、選定委員会委員、町の関係職員、他の参加予定者及び他の参加者と本件提案についての接触（質問書の提出等正当な行為を除く。）を禁止する。

なお、接触の事実等が認められた場合、失格になることがある。

- (2) 提案書の作成・提出及びヒアリング出席等、審査参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、受託者の選定以外には使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。

- (6) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、審査会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (7) 提案書は、斜里町情報公開条例（平成9年条例第30号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第10条各号の不開示情報を除き、開示の対象とする。ただし提案書の提出及び審査期間中は、開示の対象としない。
- (8) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。また、本プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、斜里町から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄すること。

1 4. 問合せ先

〒099-4192

北海道里郡斜里町本町12番地

斜里町児童育成課児童育成係（担当：庄野）

電話：0152-26-8315（直通）

電子メール：sh.jidou@town.shari.hokkaido.jp

別表 1 業務分担区分

項目	内容	分担区分	
		受託者	町
仲よしクラブ に関すること	仲よしクラブの日常業務全般	◎	
	母親クラブ行事の開催	◎	
	支援員会議の開催	◎	
	入所・退所受付、審査・決定事務		◎
	スポーツ安全保険・母親クラブ会費収納管理、加入手続き、 支払い手続き	◎	
	母親クラブ助成金事務	◎	○
	団体傷害保険の加入事務		◎
	新年度入所手続（申請書類等の作成・印刷・配布） ※受託者は配布のみ	○	◎
	新入児童保護者面談（個別で対応）	◎	
児童館に関す ること	児童館の日常業務全般	◎	
	保護者及び児童向け「児童館だより」の作成・配布、町公式 LINEテスト配信	◎	○
	児童館運営にあたっての地域との連携	◎	
	団体傷害保険の加入事務		◎
ウトロ子ども センターに関 すること	ウトロ子どもセンターの日常業務全般	◎	
	保護者及び児童向け「子どもセンターだより」の作成・配布	◎	○
	ウトロ子どもセンター運営にあたっての地域との連携	◎	
	団体傷害保険の加入事務		◎
職員に関する こと	職員の募集・採用・配置	◎	
	職員の勤務状況の管理	◎	
	職員の各種研修会の実施	◎	
	職員の給与の支払い	◎	
	職員の健康管理	◎	
仲よしクラ ブ・児童館・ ウトロ子ども センター共通 事項	運営の総括	◎	
	施設内外の軽微な清掃・環境整備	◎	
	施設・設備・備品・遊具等の日常点検	◎	
	施設・設備等修繕・工事		◎
	緊急時対応マニュアルの整備	◎	
	避難及び消防訓練の実施	◎	
	災害及び事故発生時の対応	◎	○
	苦情対応	◎	○
上記以外の事項		協議事項	

※◎は主担当

別表 2 費用分担区分

項目	内容	分担区分	
		受託者	町
消耗品費	事務用品費	○	
	教材費	○	
	施設管理費等	○	
印刷費	印刷費※	○	
燃料費	燃料費		○
光熱水費	電気料金、水道料金		○
修繕費	施設管理費等（事業者が損害を与えたものは受託者負担）		○
通信運搬費	電話料金、インターネット回線料	○	
	郵送料等（利用申し込みに関するものは町負担）	○	
保険料	総合賠償責任保険（支援員の過失による器物破損等）	○	
	児童安全共済掛金		○
手数料	ダスキン手数料、カーペット清掃、ピアノ調律		○
委託料	消防設備保守点検		○
使用料及び賃借料	除雪機リース、耕運機リース		○
負担金	道東地区児童館連絡協議会負担金		○
備品購入費	教材備品費	○	
その他	研修費・旅費（暴風雪警報発令のため帰宅困難な場合のウトロ滞在費を含む）・報償費・会議費・広告宣伝費・事務用パソコン及び携帯電話の整備	○	
上記以外の事項		協議事項	

※各施設にはコピー機の設置なし